

令和3年4月26日

保護者の皆様

大阪教育委員会
大阪市立大桐中学校
校長 土屋 雅

1人1台学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。
本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、この度、1人1台学習者用端末等を整備いたしました。

この学習者用端末はすべての生徒が卒業するまで活用いただくこととしており、学校内のほか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としておりますが、本市の備品であることから、貸与の手続きが必要となります。

つきましては、お手数ですが、「学習者用端末等使用条件」「学習者用端末等貸付要綱」をご確認の上、「学習者用端末等貸付依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出いただきますよう、お願いいたします。

但し、現在モバイルルーターにつきましては、準備が整いませんので、ご希望されるご家庭（インターネット環境が整備されていないご家庭）の調査のみとさせていただきます。

※「学習者用端末等貸付依頼書」の記入方法について

・「1」貸付物品の欄の「・学習者用端末のみ（付属品を含む。）」「・学習者用端末とモバイルルータを希望（付属品を含む。）」いずれか1つを○で囲んでください。

（インターネット環境が整備されているご家庭につきましては、「・学習者用端末のみ（付属品を含む。）」に○を、インターネット環境が整備されていないご家庭につきましては、「・学習者用端末とモバイルルータを希望（付属品を含む。）」を○で囲んでください。

・右上部の「保護者名」欄に自署し、4月30日までに各担任までご提出いただきますよう、お願いいたします。

学習者用端末等使用条件

令和3年4月26日現在

- 1 学習者用端末やモバイルルータを借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末及びモバイルルータの使用については、次の行為を遵守してください。
 - (1) 学校が認めた家庭学習活動等以外の目的で使用しないこと
 - (2) 原則として児童生徒の自宅で使用すること
 - (3) 設定等を変更しないこと
 - (4) 個人情報等重要データを保存しないこと
 - (5) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
 - (6) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
 - (7) セキュリティの維持に努めること
 - (8) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
 - (9) 他者に使用させ、又は転貸しないこと
 - (10) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
 - (11) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
 - (12) ストラップ（ショルダーベルト）を使用するか、机の上において使用すること
 - (13) 充電中は使用しないこと
 - (14) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
- 3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びモバイルルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末及びルータの貸付料及びルータの通信料は、無料です。
- 6 モバイルルーターを借り受けた後に、インターネット環境が整備されて貸付の対象でなくなった場合は、速やかに校長(学校)へ返却してください。
- 7 貸付期間の終了日までに端末及びモバイルルータを校長(学校)へ返却してください。
- 8 端末及びモバイルルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長(学校)へ提出してください。**実費弁償を負担していただく場合があります。**
なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、**警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。**
- 9 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。

学習者用端末等 使用ルール

★は、モバイルルータの貸付を受ける予定の家庭のみに関係する内容です。モバイルルータの貸付を受けない家庭は関係ありません。

【はじめに】

みなさんが学校から貸し出される学習者用端末には様々な機能があり、上手に使うことで、学級休業等になった時にも家で学習することができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。学校からの指示以外の目的では使用しないようにしましょう。

【持ち帰る機器】

- (1) 学習者用端末
- (2) モバイルルータ（付属品を含む）（★）

【使用ルール】

学習者用端末およびモバイルルータの使用については、次のルールを守ってください。

- (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと
- (2) 設定等を変更しないこと
- (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
- (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
- (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
- (6) セキュリティの維持に努めること
- (7) I D、パスワード等の情報を他の人に漏らさないこと
- (8) 他の人に使わせたり、貸したりしないこと
- (9) 学習者用端末やモバイルルータ等を売ったり、捨てたり、またはわざと壊したりしないこと
- (10) 他の人に対して、被害や悪影響を与えないこと
- (11) その他、学校の決まりを守ること

【その他】

- 学習者用端末およびモバイルルータの使用者は本人のみです。
- 学校から自宅に持ち帰るときは、全て通学用かばんに入れて、途中で取り出さないようにしましょう。
- モバイルルータは箱ごと（付属の AC アダプタを含む）持ち帰りましょう。（★）
- モバイルルータ本体のケースを開けたり、バッテリーなどを外したりしてはいけません。（★）
- モバイルルータの充電は付属の AC アダプタを使用しましょう。
また付属の AC アダプタは他の機器の充電には使用しないようにしましょう。（★）
- 放課後の活動中は、貴重品がかばんの中にあるという意識を持ち、自分自身の目が届く場所か、先生から指示された場所に置きましょう。
- 学習者用端末を学校に持っていく時は、先生の指示に従い、家で充電が必要な場合は、充電された状態で持ってきてきましょう。
- 使用しないときは電源を切りましょう。
- 機器類はていねいに扱きましょう。
学習者用端末やモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- 家庭で、学習者用端末やモバイルルータを使用する時は、次のような活用場所や保管場所には注意しましょう。
例：洗面所やふろ場など水回りの付近で扱わない、不安定な場所に置かない、物を乗せない など
- 学校に返却する日に欠席した場合は、友だちに預けないようにしましょう。

【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意的な行為や不適切な取扱いによる破損・紛失については、ご家庭に負担していただく場合があります。

例 登下校中、置き忘れたことによる紛失・破損

本体を投げたことによる破損

不適切な場所に置いた結果による破損

不適切な場所で使用していたことによる破損

本人以外の方が使用したことによる破損 等

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り無料です。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。

大阪市立 大桐中学校 学校長 様
 学習者用端末等貸付依頼書
 令和 年 月 日
 保護者名（自署） _____
 児童生徒名 _____
 年 組 番

学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するため、次の物品の貸付を依頼します。

記

- 1 貸付物品（いずれか1つを○で囲んでください。）
- ・ 学習者用端末のみ（付属品を含む）
 - ・ 学習者用端末（付属品を含む）と モバイルルーターを希望
（インターネット環境が整備されていないご家庭のみ）

2 遵守事項

学習者用端末等を使用するにあたり次の事項を遵守します。

- (1) 学習者用端末等貸付要綱
- (2) 学習者用端末等使用条件

3 貸付期間

- (1) 端 末：本校に在学する期間
(2) ルータ：本校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間
(※注) 貸付物品は、学校から支給される端末及びルータです。

[illegible]